

第2回青森市特別職報酬等審議会 会議概要

【開催日時】 平成28年8月18日（木）15:00～16:05

【開催場所】 青森市役所 庁議室

【出席委員】 石田憲久委員、佐々木信一委員、今善樹委員、敦賀仁委員、
遠藤哲哉委員、森宏之委員、赤石八十郎委員、高橋政嗣委員、
《計8名》

【欠席委員】 平山豊和委員 《1名》

（木村良一委員は、去る8月7日、御逝去されました。
哀悼の誠を捧げますとともに、謹んで御冥福をお祈り申し上げます。）

【事務局】 総務部長 鈴木裕司、総務部理事 加藤文男、総務部参事 山谷直大、
人事課副参事 太田直樹、人事課主査 出町知行、人事課主事 相馬一毅
《計6名》

【会議次第】

- 1 開会
- 2 審議
- 3 次回日程
- 4 閉会

【会議の公開】

「青森市附属機関の会議の公開に関する要領」に基づき、会議は原則として公開することとしており、当審議会においても公開とする。

【審議会議事要旨】

○太田人事課副参事

それでは、定刻となりましたので進行させていただきたいと思います。

本日、第2回青森市特別職報酬等審議会の開催の前に、前回、欠席されましたが当審議会の委員であります木村委員につきまして、総務部長より御報告があります。

○鈴木総務部長

謹んで御報告申し上げます。

当審議会の委員でいらっしゃいます青森中央学院大学名誉教授・木村良一様におかれましては、去る8月7日、御逝去されました。

木村先生におかれましては、2年前、平成26年のこの特別職報酬等審議会におきましても委員に御就任いただいたところでございます。先生からは、豊富な知識と経験に基づく舌鋒鋭い多くの御意見を頂戴し、審議に御尽力いただいたところございました。

今年度、新たに設置することになりましたこの審議会につきましても、6月の初めに、先生のお知恵をまた拝借したい旨で委員御就任を打診いたしましたところ、元気な御様子で、快くお引き受けくださいました。その後、体調を崩され、県立中央病院に入院されたとお聞きしましたけれども、先生に御連絡を差し上げるたび、先生御本人は、「出られるようになったら出るから」と、委員就任の委嘱状や資料などを御自宅に郵送しておくようおっしゃられ、退院後の審議会参加に意欲を見せておられました。

木村先生は、本県の政治学の第一人者として、とりわけ、地方議会議員の職務・職責や議員活動に明るく、その最大の理解者でもございました。そのような先生を審議の半ばで失いますことは、当審議会にとりましても、また青森市政にとりましても、痛恨の極みでございますが、先生の御遺志を継ぎ、このたびの審議を進めていかなければならないものと存じます。

衷心から哀悼の誠を捧げますとともに、謹んで木村先生の御冥福をお祈り申し上げ、ここに御報告いたします。

以上になります。

○太田人事課副参事

ここで、木村委員の御冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。

皆様、大変恐縮ではございますが御起立願います。

〈黙祷〉

おなおりください。ありがとうございました。

さて、本日は委員の平山委員が所要のため欠席という御連絡をいただいております。

それでは、会議の議長は、審議会条例の規定によりまして、会長が務めることとされておりますので、会長、よろしく願いいたします。

○遠藤会長

みなさんこんにちは。

今日はお忙しいところお集まりくださりありがとうございます。

それではただ今から、第2回青森市特別職報酬等審議会を開催いたします。

この会議は、審議会条例の規定により、委員の半数以上の出席により成立することとなっておりますので、本日の会議は成立いたします。

それでは、早速ですが審議に入りたいと思います。

前回の会議では基本的に前回平成26年審議会の算定方法、それからその考え方を継続することに御賛同いただきました。そこで、事前に委員の皆様には、その算定方法に現時点での最新の数値を計算項目に当てはめた計算式と、それから、その結果を表したものが事務局から郵送されていると思います。

本日の会議では、まず、この計算結果につきまして、改めて事務局から説明してもらい、その後、委員の皆様から意見等を頂戴したいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○山谷総務部参事

それでは、私から資料について御説明申し上げます。

座ったままで失礼させていただきます。

先程（会議が始まる前に）、事務局から御案内申し上げましたとおり、事前に郵送したものにしましては本日机の上にお配りしておりました資料に一式差替えということでお願いしたいと思っております。若干の字句の修正ですとか資料の追加などございましたので差し替えさせていただきました。事前に郵送いたしましたものと内容については変わっているわけではございませんので、御容赦いただければと思います。資料につきましては、これまでのものと同様に表紙にインデックスを付けて前回の資料からの通し番号を付しております。

15-01

それではまず、資料15-01を御覧いただきたいと思っております。

資料15-01、市長の給料月額算定についての資料でございます。

ただ今、会長からもお話がありましたように、第1回審議会におきまして、平成26年審議会の算定方法・考え方を継続することとされましたことから、その考え方を振り返りながら今回の事務局案・試算結果を紹介するという流れで御説明させていただきたいと存じます。

改めて、資料15-01ですけれども、資料の上段に、「財政状況に関する各種データの類似団体比較及び正規分布曲線を用いた市長の給料月額の位置付けを反映させる考え方」とあります。

これがまさに平成26年審議会が採用した考え方ではありますが、これに基づく試算結果が次の資料15-02、A3ヨコの資料でございます。

その15-02を御覧いただく前にまず先に資料15-03「用語説明」と記載された資料を御覧ください。

15-03

15-03「用語説明」の資料になります。おさらいになりますが、地方公共団体の財政状況に関する各種データとして、この財政力指数をはじめとする6種類の指標を用いて、他の中核市と

比較することと致しました。それぞれのデータの持つ意味は、その資料に記載のとおりでございます。

15-04

続く、資料 15-04 を御覧いただきたいと思います。15-04 は 2 ページにわたっております。

これは、その財政力指数をはじめとする財政状況に関する 6 種類の指標に係る、中核市 47 市の現時点での最新データでございます。表頭「H28.8 時点最新(平成 26 年度値)」という表記がございますけれども、現時点で公表されている最新の数値がこの平成 26 年度の数値ということになります。因みに、2 年前、平成 26 年審議会で審議した際に用いた当時の最新データは、平成 24 年度の数値でございました。実際にこの表を目にいただきまして、お感じいただけるとは思います。青森市の数値を他の中核市と比較するときに、単純に数値を比較するだけでは、他の市よりも「高い」・「低い」ですとか、順位は何番目というのはわかりますが、平均とどれくらい乖離しているのかなどが非常にわかりにくい状態にあります。

そこで、これをわかりやすくするために、標準偏差を算出し、正規分布曲線を用いて分布のばらつきを表すこととしたものです。

そこで資料の 15-02 に戻っていただきまして、A3 ヨコの資料を御覧いただきたいと思ます。

15-02

正規分布曲線の見方ですが、極々簡単に申し上げますと、グラフの中心、山の頂点である μ が平均値となります。標準偏差 σ がデータのばらつきを表しますが、データは、 $\mu \pm \sigma$ の範囲に約 68%が、 $\mu \pm 2\sigma$ の範囲に約 95%が含まれることとなります。

したがって、一般的には、たとえ平均より下回った数値、つまり山の左側に位置しているとしても、 $\mu - \sigma$ の範囲であれば「普通」の水準だと言えるものであり、 $\mu - \sigma$ と $\mu - 2\sigma$ の範囲であれば「低い」水準、 $\mu - 2\sigma$ 以下であれば「非常に低い」水準であると言えます。

こうして 6 種類のデータについて中核市の分布を表しました。グラフによっては、財政状況が「低い」「悪い」ということを山の左側に示すように、左右反転して表示しているものもございます。曲線上の小さな丸い点が他の中核市、大きな丸い点が青森市の位置を表します。

グラフは、平成 26 年審議会時点のデータと今回の最新データを重ねて表示しております。薄いピンクで表した曲線が平成 26 年審議会時点のデータで、青い曲線が今回の最新データとなっております。

このように 6 種類のデータを見ますと、いずれも、あくまでも中核市の中ではという限定ではございますが、青森市の場合は概ね $\mu - \sigma$ と $\mu - 2\sigma$ の範囲にある、若しくはそれに近い水準にあると言えるのではないかと考えられるところです。

なお、ここで誤解のないように申し上げますが、このグラフで表したものは、あくまでも中核市の中で比較したときに青森市がどの位置に分布しているか、ということであって、仮に、その中で「低い」「悪い」という結果であったとしても、それが直ちに青森市の財政状況そのものが「悪い」という意味ではございません。また、正規分布曲線を用いると給料の適正な額が算出されるということではなく、正規分布曲線を用いて中核市の中における青森市の分布位置を明らかにしたものでございますので、御承知おきいただければと思います。

話を市長の給料月額に戻しまして、平成26年審議会では、この正規分布曲線を基に給料の水準を考えたときに、先ほど見た財政力や財政構造の弾力性を示す指数では、青森市は概ね $\mu - \sigma$ と $\mu - 2\sigma$ の範囲にありましたことから、市長の給料の水準もそれらと同様の水準であるべきとして、概ね1,000,000円程度、ある程度の幅を持つと98万円から103万円までの間にすべきと考えました。そして、その幅の中間で、かつ、市民にもわかりやすい額として100万円と判断されたものでございます。

この考え方に基づきまして、財政力指数などについて、改めて平成26年審議会時点の正規分布曲線と現時点における最新の数値による正規分布曲線とを比較しますと、ほとんど、平成26年審議会の時点のものと大きな変化は見られない、特に財政力指数にあってはほぼ重なっており、全体的にも概ね $\mu - \sigma$ と $\mu - 2\sigma$ の範囲にあると言ってよいのではないかと考えられます。

すると、平成26年審議会の考え方を継続するならば、市長の給料月額につきましては、今回も概ね1,000,000円程度と考えて差し支えないのではないかと考えられます。

15-01 (再)

ここで再び資料15-01を御覧いただきたいと思っております。

15-01でございますが、これを受けた試算結果として資料には1,000,000円と記載したところでございます。その下には、参考として条例本則に現在規定している額と平成26年審議会の答申額、いずれも1,000,000円でございますが、これらを四角で囲んでおります。

また、この資料15-01の下段には、〈参考〉として、他の要素による試算結果を、言わば検証の材料として記載いたしました。

「一般行政職の給料改定率を反映させる考え方」として記載しておりますが、これは、前回お配りした資料08-04を一旦御覧いただければと思っております。

08-04、青森市一般職職員の平均給与月額という資料でございます。

前回の資料08-04にありますとおり平成26年から、現在、平成28年までに、一般職職員の平均給料月額が0.19%引き上げられておりますことから、ここでまた15-01を御覧いただければと思っておりますけれども、15-01の一番下の参考の部分ですけれども、この0.19%の改定率を平成26年に決定した市長の給料月額1,000,000円に反映させるとどうなるかということでございまして、結果は1,002,000円となったものでございます。ただこれは、あくまでも議論の参考として記載させていただきました。

なお、副市長の給料月額につきましては、市長と副市長のそれぞれの給料月額の比率を維持する方向で考えております。

市長の給料月額については以上でございます。

16

引き続きまして、資料16「議会の議員の議員報酬月額の算定について」御説明いたします。資料16を御覧いただきたいと思っております。

資料16ですが、これも、平成26年審議会の算定方法・考え方を振り返りながら、今回の試算結果を紹介するという流れで御説明させていただきたいと存じます。

まず、資料の上段に、「国会議員の歳費を基準とする考え方」ということで、「国家公務員の最高の給料額に対する国会議員の歳費の額の割合を求めて、その割合を青森市に当てはめるもの」として、平成26年審議会の考え方を記載しております。

これを詳しくおさらいいたしますと、その下の算定式を一旦飛ばしまして、更にその下の「国会法第 35 条」と記載した部分を御覧ください。

国会法第 35 条では、そこにありますとおり、議員、即ち国会議員は、一般職の国家公務員の最高の給与額より少なくない歳費を受ける、と規定しております。この法律の規定の趣旨は、その下の左側の四角で囲んでいる部分ですが、国会議員というのは、公選職という身分を有し、即ち選挙で選ばれた職・身分であり、広範な議員活動、つまり重要な職責を担って幅広い活動が求められていることから、選挙で選ばれているわけではない一般職の国家公務員よりも高額な歳費を保証すべきである、というものであると考えられます。

これを青森市に当てはめて言い換えますと、右側の四角で囲んでいる部分ですが、青森市議会議員は、選挙で選ばれた公選職という身分を有し、重要な職責を担って広範な議員活動が求められていることなどから、選挙で選ばれているわけではない一般職の青森市職員よりも高額な議員報酬を保証すべきである、ということになります。

更にこれを基に式を組み立てますと、一般職の国家公務員の最高の給料額に対する国会議員の歳費の額の割合、即ち一般職の国家公務員の最高の給料額分の国会議員の歳費の額、イコール、一般職の青森市職員の最高の給料額に対する青森市議会議員の議員報酬の額の割合、即ち一般職の青森市職員の最高の給料額分の青森市議会議員の議員報酬の額、となって、これに平成 28 年 4 月 1 日現在の数値を当てはめますと、その上の算定式にありますとおり、青森市議会議員の議員報酬は 580,000 円と算定されるものでございます。

平成 26 年審議会では、他の要素や考え方を考慮した上で、この算定方法・考え方が、引上げ・引下げという感情論を抜きにして最もはっきりした理論構成ができるという意見があり、採用されたところでございます。したがって、今回も、事務局案としては、答申額について、この 580,000 円としてはどうかと考えております。

ちなみに、平成 26 年審議会の時点では、581,000 円と算定し、答申いたしましたでしたが、このときは、そこには記載されておられませんけれども、国家公務員の最高の給料額が 1,198,000 円、青森市職員の最高の給料額が 537,700 円でしたので、若干の違いが生じております。

なお、現在の実際の条例上の額・支給額は、前回御説明いたしましたとおり、平成 26 年当時の議会の議論を踏まえ、569,700 円となっております。

また、この資料の下段には、先ほど市長の給料月額について検討したときと同様に、〈参考〉として、他の要素による試算結果を、言わば検証の材料として記載しております。

「一般行政職の給料改定率を反映させる考え方」として、先ほど同様、平成 26 年審議会の答申額であります 581,000 円に、平成 26 年から現在平成 28 年までの一般職職員の平均給料月額の改定率 0.19% の引上げを反映させたものでございます。結果は、582,000 円となりましたが、これはあくまでも議論の参考として記載させていただいたものです。

なお、議長・副議長の議員報酬月額につきましては、議員の議員報酬月額との比率を維持する方向で考えております。

議員の議員報酬月額については以上でございます。

以上です。

○遠藤会長

説明ありがとうございました。詳細に説明をしていただきました。

なお、事務局に確認しておりますけれども、前回の審議会で御案内しました、審議会の議論

に関連する委員の皆様からの事前の配付資料、御質疑、御意見等は特になかったと聞いております。その旨、皆様に御報告したいと思います。

さて、ただ今の事務局の説明のとおり、まず、市長の給料と議員報酬を決定し、その後、副市長の給料と、議長、副議長の議員報酬を検討したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、ただ今、詳細に事務局より説明がございましたけれども、委員の皆様から御意見、あるいは確認したいことがございましたら出していただきたいと思ひます。

○今善樹委員

資料の確認ですけれども、今配付された資料の 15-04、財政規模が類似しているか御議論いただくというところで、2 ページありますけれども、この財政指標が二つあってですね。

後を経常収支と読むべきでしょうか。

○太田人事課副参事

1/2 ページのところの表が財政力指数と基準財政収入額と標準財政規模の三つの数値を表してございます。2/2 ページのほうが経常収支比率と実質公債費比率と将来負担比率と、合わせて6 項目の指数を表しております、この6 項目を表にしましたのが 15-02 の A3 ヨコの資料になります。

御確認よろしくお願ひいたします。

○今委員

了解しました。

○遠藤会長

他にございますか。

新しく委員になった方がいかがでしょうか。何かございますか。

○赤石委員

特に無いです。前回の考え方と変えないのであれば妥当な資料かなと思ひます。

○遠藤会長

前回の考え方に皆さん御賛同いただきましたので、今年最新のデータを入れて、参考のような検証の材料も含めて御説明いただきましたので、特に問題なければこれ（事務局案）でいきたいと思ひますがよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○遠藤会長

それではそのように決定したいと思います。

それでは、市長の給料、議員報酬の額が決定しましたので次に移りたいと思ひます。

副市長、議長、副議長の額の確認です。
事務局より説明をお願いいたします。

○山谷総務部参事

それでは、副市長、議長、副議長の額について、まず資料をお配りさせていただきたいと思
います。

〈資料配付〉

資料 17・18 ということで、お配りさせていただきました。

17

まず、資料 17、「副市長の給料月額算定について」という資料から御説明いたします。

市長と副市長とでは職務内容や職責の違いがあつて、どのような違いがあるのか、というこ
とにつきましては、既にお配りしております資料 07 に記載させていただいております。資料
07 参照ということで書いておりますので、前回お配りした資料 07 を改めて御確認いただけれ
ばと思います。

資料 07 では簡単に記載しておりますけれども、市長と副市長の職務内容や職責の違いにつ
いて、資料 07 に記載しているような違いがあるということでございます。

そこでまた資料 17 に戻っていただければと思います。

資料 17 に戻っていただきまして、市長・副市長の給料月額の差は、その職責の違いによるも
のと考えられるところですが、そうであれば、その比率は、いつの時代も概ね同じような数値
になるのではないかと考えられるところです。

資料中ほどに、「市長・副市長の給料月額とその比率」という表を記載しておりますが、これ
は実際に、過去の市長・副市長の給与改定が行われたときのその比率を表したものでございま
す。

御覧のとおり、平成 6 年以降、市長の給料月額に対する副市長の給料月額の割合は 78.8%で
変化なく、2 年前、平成 26 年審議会の答申におきましてもその数値を維持しております。

したがいまして、事務局案といたしましては、これを変更する特段の事情も見当たらないこ
とから、今回もその比率を維持することとし、先ほど市長の給料月額について 1,000,000 円で
変更なしと決定いたしましたことから、副市長の給料月額はその 78.8%の 788,000 円で変更な
しとするものでございます。

18

続きまして、資料 18、「議長、副議長の議員報酬月額算定について」という資料について
御説明いたします。資料 18 を御覧いただきたいと思います。

考え方は、ただ今の副市長の給料月額を決定した考え方と同様でございます。議員の議員報
酬月額を基本として、それに対する議長・副議長の議員報酬月額の比率を表したものが資料中
ほどに記載した表でございます。従来、概ね同程度で推移しており、直近の比率を維持するこ
ととして、平成 26 年審議会の答申におきましては、議員の議員報酬に対し、議長は 113.4%、
副議長は 103.9%としております。現在の条例上の額はその答申額と異なることはこれまで何

度も御説明申し上げてきたとおりであります、比率につきましては、同じ数値・割合を維持しているところでございます。

したがって、事務局案といたしましては、これを変更する特段の事情も見当たらないことから、今回もその比率を維持することで考えております。このとき、先程議員の議員報酬月額について 580,000 円とすることで決定いたしましたことから、議長の議員報酬月額はその 113.4%で 658,000 円、副議長の議員報酬月額はその 103.9%で 603,000 円とするものでございます。

以上でございます。

○遠藤会長

ありがとうございます。

副市長の給料、それから議長・副議長の議員報酬についての説明がございました。

ただ今の説明について皆様より御意見あるいは質疑があれば出していただきたいと思っております。

○森委員

この算出の方法について、特段、異議があるわけではないのですが、この副市長の資料とそれから議長・副議長の資料で平成 4 年から平成 15 年あたりの過去の数字と、平成 26 年と今回の案となっているのですが、平成 15 年から平成 26 年っていうと、10 年以上ブランクがあるので、これは例えば、何らかの意図で外したのか、それとも何か特段の意味合いがあったのか。3 年ぐらいずつ改正しているのであれば、そうかなと思うのですが、15 年から 26 年の間、表記がないのでどうしてかなというのが疑問なので、質問ということで。

○山谷総務部参事

私から。まず、市長・副市長の給料に関してですが、平成 15 年からずっと変わらないように見えるのですが、実はその前回、平成 26 年のときの議論のひとつになったんですけども、実は平成 15 年の市長の給料の 1,180,000 円というのは、いわゆる上限制でございまして、この 1,180,000 円を上限として市長が別に定めるといようなかたちで条例が規定されておりました、実際は決裁行為で市長が自分の給料を定めていたという状況にございます。したがって、条例上のその規定額が見かけ上、1,180,000 円のままで推移といたしますか、変更なくいつ、実際に支給額自体は削減、削減で変わってはいたけれども、そういう意味で平成 15 年から 26 年までずっと間が開いているように見えるということでございます。

○森委員

制度上の上限額があるにしても、実際の給与額が今の御説明だと年度・年度、それを下回る金額で推移しているということであれば、この場合は実際の給与額の推移を見ればいいのかというように思うのですが、何かやはり制度上の変化みたいなどころがあるのでしょうか。

○山谷総務部参事

前回の資料 06 を見ていただければと思います。

資料 06 に市長・副市長の給料月額ということで過去の額が載っております。この表だけでは市長と副市長とその比率が出ていないのですが、実はその削減の条例上の額が市長の額でいい

ますと条例上が1,180,000円になっていて、削減率ということで10%、20%、23%、35%と削減しているのですが、このときの削減の理由としては、市の財政状況に鑑みてというような理由でしかなくて、その適正な額がいくらなのか、適正な額として、たとえば1,062,000円の額か944,000円の額か、そういう議論が全くあったわけではなく、したがって、この削減の額でその市長・副市長の比率を求めても、あまり実は意味は無いといえますか、そもそもその適正の額として10%削減、20%削減があったということではないということでございます。たとえば、35%削減となりますけれども、これはこの908,600円から比較して15%削減して771,800円になっているのですが、市長のマニフェストで選挙の時のマニフェストで15%削減しています。そのようなことで当時の給料月額が決まっていたというような経緯がございますので、この額をもって市長・副市長の比率を求めてもちょっと適当ではない、合理的なものにはならないのかなと思います。

○森委員

別に市長の裁量任意で給料を削減していたと。

平成25年以前のこの給与決定については、たとえば答申等はされていたのでしょうか。

それともこれはなくて、資料06で見ますと平成16年以降ずっとその1,180,000円という上限だけが定まっていて、ずっと削減した給料が払われていたこととなると思うのですが、これは答申とか審議とかとは関係なくして、26年度になって初めて第三者機関で審議するようになったという理解でよろしいでしょうか。

○山谷総務部参事

平成15年よりも前は改定の度に特別職報酬等審議会を開催して、答申を受けております。15年以後は開催していない状況でございました。特に議員報酬につきましても平成15以降、平成24年に1回報酬審議会開催していますので約9年間開催していなかったんですけれども、その間、それこそ自主的な削減がなされたとか、そういうふうな理由で報酬等審議会を開催していなかった。開催してこなかったというような経緯がございます。

○高橋委員

113.4%っていうパーセント自体がリーズナブルかどうかっていう根拠は、10年間の空きがありますよね。

○遠藤会長

まず、森委員よろしいですか。

○森委員

要するに、第三者委員会による答申でその基準どおりやってくれるか別にして、基準を定める、いわゆるその給料算定の正常化というのは平成26年度以降取り組まれてきたという認識で、それ以前が、条例等の給与よりも自主的に削減されてきたと捉えておりますので、本審議会とか前審議会とかにおいて正常化の軌道になっているのかなと認識しました。

○遠藤会長

条例があってそれとは別に市長の決裁で削減していくという置き方についてですね。

○鈴木総務部部長

確か、平成16年に、公立大の不祥事があって、市長（の給料）が自主削減された時期もありました。その後、浪岡町との合併が平成17年4月1日にあります。平成15年以降ずっとその一般職の給料が右肩下りの期間になっていて、（それまでは）報酬を上げるときに報酬等審議会を開きながら上げてきたという経緯の中で、一般職の職員の給料が右肩下りの時期に（特別職の）報酬が上がらないのでということで審議会を開かずに決裁だけを取っている時期だと思えます。

○遠藤会長

高橋委員よろしいですか。

○高橋委員

データがないというのはわかりますけれども、その積極的にこのパーセンテージを適用したという意味が、いまひとつわからないですね。

○遠藤会長

パーセンテージというのは。

○高橋政嗣委員

平成15年のパーセンテージを答申案に適用したということですね。

○遠藤会長

従来までの副市長の比率は78.8%でした。同じ率で掛けておりますが、職責の違いに変更が無いので、パーセンテージは同じでしたということです。

○山谷総務部参事

改めて御説明いたしますけれども、議長・副議長の資料18を見て御説明いたしますけれども、平成4年、6年、9年、15年もだいたい概ね、議長が113.4パーセント、副議長も104%前後というような数値になっております。

これは具体的な細かい何千円何百円というところの微妙な数値で若干違ってくるのかなとは思いますが基本的には同じ程度の割合、比率で維持していると思います。これにつきましては市長・副市長についても同様ですけれども、その職責、職務の内容について変化があるわけではございませんので、そういう意味で議長・副議長・議員の議員報酬月額比率割合についても変化は無いだろうということですので、そうであれば平成26年度の時もそう決めておりましたけれども、今回もその割合を維持するのが最も合理的だろうというのが考えでございます。

○遠藤会長

高橋委員よろしいですか。

○高橋委員

そうしますと、資料06のところですが、直接その今の計算された答申額に基づいて、次の段階のその削減措置ということで減額してますね。市長のところ。その削減率を見ると市長が副市長よりもかなり低いですね。15%となっていて。これは、その過去の政治的な関連で市長の方が35%としてかなり削減をした結果、このぐらいの数字になったということなのでしょうか。つまり、そのように考えてですね、ここで、その答申された金額が平成28年4月1日現在の時点で、市長・副市長の条例で決められたこの金額が妥当かどうかということが本当に言えるかどうかということが、いまひとつわからないけれども。

○遠藤会長

政治的な意思決定で削減してますけれども、私達の諮問の案件は、どういう給与が妥当であるかということについて、できるだけ客観的な立場から設定するということをやっていきまして、これまでの職責が同じだということを前提に、しかも、今と同じ割合でやっていくという前提にたって計算すると、額が妥当であろうということですね。

後は、政治的に判断するというので実際には給与は改定があったということだと思います。ということでよろしいですか。高橋委員、よろしいですか。

○高橋委員

はい。

○遠藤会長

他に御質問はございますでしょうか。

重要なことですので、どうぞ皆さん忌憚のない御意見・御質問を。

よろしいですか。御質問が無いようですので、それでは事務局案のとおり決定したいと思います。

よろしいでしょうか。

それではそのように決定したいと思います。

次に改定時期です。本審議会では現在の条例に定められた額が改正されることが決定しましたので、次に、この改正実施時期について決定したいと思います。

事務局から説明ございますでしょうか。

○山谷総務部参事

それでは改定実施時期につきまして、特段資料はございませんけれども、口頭で事務局案を説明いたします。

おさらいですが、市長・副市長の給料月額につきましては変更無しということで、ただ、議長・副議長・議員の議員報酬月額については現在の条例上の額と違う額で答申することになるので改定が必要だということになります。その改定実施時期ですが、前回、第1

回の審議会の際に、冒頭、総務部長から、「改正が必要となった場合、来年度の当初予算として措置することも考慮すると、条例改正の議案については例年 12 月に開催される第 4 回市議会定例会に提出したいと考えている」旨を御説明申し上げました。

一般的な流れを簡単に御説明いたしますと、市議会定例会に提出された条例案は、所管の常任委員会の審査を経て、議会最終日に本会議で可決するか否かの表決が行われます。そこで可決されれば、その条例を公布して、広く住民に知らしめます。このとき、その条例の効力を現実に発動させることを施行と言いますが、一般的には、その施行は、条例の公布の日以降となります。

そして、例年、12 月に開催される第 4 回市議会定例会の最終日は、12 月の下旬でありますことから、改正条例案が仮に可決されたとすれば、12 月の下旬に条例を公布することとなり、一般的には、その施行の時期は、それ以降となります。

また、例えば、罰則を設けるなど特別な内容の条例であれば、条例を公布してもそれを施行させるまで数箇月間のいわゆる周知期間をとることがありますが、このたびの給与条例の改正にはそのような特殊事情もございません。

したがって、このたびの改定の実施時期といたしましては、できる限り早期に答申内容の実現を図るためにも、12 月の議会において議決を得てすぐに、即ち平成 29 年 1 月 1 日とすることが適当である、と考えております。

なお、平成 26 年審議会のときも、同様の考えから、改定実施時期を 1 月 1 日として答申しております。

以上でございます。

○遠藤会長

ありがとうございます。

平成 29 年 1 月 1 日ですね。

ただいまの説明について皆様より意見、質疑ございましたら出していただきたいと思っております。

○石田憲久委員

1 月 1 日に改定ということは、その日から議員さんたちの給料（議員報酬）が変わると。12 月までの給料と 1 月からの給料が（変わる）、それとも年度が変わってから。

○山谷総務部参事

1 月分の議員報酬からということです。

○遠藤会長

ほかにございますか。

それでは質疑も無いようですので事務局案のとおり改正実施時期は、平成 29 年 1 月 1 日という答申内容で決定したいと思います。

それでは、事務局には関連する資料を次回会議まで作成してもらって、次回はその資料を基に審議するというのでよろしいでしょうか。つまり、事務局には答申案を準備していただいて、その内容を審議するというかたちになりますが、よろしいでしょうか。

では、そうしたいと思います。

その他委員の皆様から、御意見、御質問ないでしょうか。

○石田憲久委員

前回の部分ですね、先ほど会長さんからも言われましたけれども、政治的などというような表現をされてましたけれども、削減というのは、これはもちろん議会で決定することなのでしょうけれども、我々の前回の思いとしては削減が常にありきという部分が基本的には、ちょっとまずいのではないかなと。そうではなくて、それはいろいろな事態に削減しなきゃいけない、これはいいけれども、最初から削減ありきで議会議員がそういうことを求めるよりは、逆に、よりよく議会議員の仕事をきちんと市民の方に理解してもらいたい。そういうことを、要は、仕事をきちんとしていただくということですね。そこに重きを置くほうが当然いいだろうと。ただし、表現の仕方っていうのがなかなか難しいけれども。そういう思いを何とかね。削減すればいいんだっていうことになっちゃると、ちょっと違うような感じをその当時から思っていたのですけれども。

○佐々木委員

今回は確か、検討事項かなんかで入れていましたよね。

今の石田さんのお話で、なんかそこらへんをもう少し、とにかく強くなる表現というのがないのかという意味に、私捉えましたがね。そのようなこと可能なものでしょうか。

石田さんの話ですね、前回の時に確か、検討項目か何かにはですね、入れた記憶があります。

前回はそのようなかたちにはしています。これを短い検討事項ということで事務局に考えてもらってもいいのですが、前回以上に強く言える方法というものはあるのかどうか。ということですね。

○山谷総務部参事

会長よろしいでしょうか。

今、佐々木委員と石田委員からお話がありましたけれども、資料の14-01を御覧いただきたいと思います。

14-01は、前回平成26年の答申の写しです。その4ページの1番下のところから5ページにかけて一番最後の部分に附帯意見として審議会からの要望ということで2年前は付けております。

答申の附帯意見の内容を確認いたしますと、まず(1)番、「市長及び副市長の給料について特例的に減額をしようとするのであれば条例の附則において期間を明示し規定するべきである。」

これは、当時、条例の規定がいわゆる上制限で、市長が決裁で給料額を削減して実際の支給額を決めていたので、きちんと適正な額を条例の本則に決めて、もしそれで政治的に削減しようとするのであれば、それは附則で期間を限定して、明示して支給するべきだというような意見をつけました。

(2)は、「議員報酬については議会自らの責任を持って審議会の答申を素材にして議論することを要望する。」ということで、議員報酬については議会自らが議論して決めていく要素が重要だということで、いろんな研究者の先生の知見を見ながら、これは大事ということで(2)のこともつけました。

実際、答申を受けて市長が議会側に意見を確認して、現在の議員報酬の額が条例上規定され

ているというようなことにもつながっております。

(3)は「議員の活動状況が市民にわかりにくいことから、議会活動や議員活動について市民が理解し評価できるような方策や体制を検討し構築することを要望する。」ということで、議員報酬については、ただ引き下げればよいというものではないという意見が強くありまして、きちんとした額を保証して、その分きちんと議員活動をしてもらうべきだというような意見があつて、そして、そのような活動をきちんと市民にわかりやすいように方策、体制を構築して欲しいというようなことで、この(3)の附帯意見をつけたという状況にあります。

その後の、2年間で、資料の12-05として付けておりましたけれども、市議会では議会報告会ですとか、市民との意見交換会「議員とカダる会」とか、積極的にこういう議員活動を市民の方にお知らせする、市民と意見交換するというような活動を積極的にやってきているというような経緯もございます。

先ほどの石田委員と佐々木委員の意見を踏まえると、今回もこのような形で答申に附帯意見として盛り込む方向でよろしいのかなというように思っております、特に、もし減額しようとする、市長・副市長、あるいは議会側で、特別、減額しようとするのであれば、(1)のように附則で期間を明記し、規定するべきであるということを明記するべきなのかなというように受け止めております。特に、議員報酬に関しましては、前回の答申額よりも低いかたちで条例上規定されておりますので、その部分を含めて(1)の中に盛り込むようなかたちで行くという方向でよろしいでしょうかということを確認させていただければと思います。

○遠藤会長

石田委員と佐々木委員から審議会の答申の額と、それから最終的な報酬・議員報酬・給料の決定に差があるということについて、どのようにしていきたいかという御意見が出ましたが、事務局からの提案としては、前回の審議会の附帯意見が出ましたけれども、附帯意見を付ける。それからもうひとつは(1)のところ、市長と副市長の給料、議員についても、期間を明記することを盛り込んでいくということでどうだろうかという案を出されております。

これについていかがでしょうか。

そういうかたちでやったほうが良いというのであれば、また附帯意見というかたちで、出していきたいと思っております。

石田委員いかがでしょうか。

○石田委員

そういう思いは、同感ですね。また何かあると下げればよいという感覚では、かえって地方自治の基本がないのではという気持ちはある。

○遠藤会長

一概に、他にも原因が。

○石田憲久委員

それはそれでかまわないけれども。

○佐々木委員

せっかく我々こうやって議論しているのに、政治的な配慮（という理由）で我々の意見が反映されないのではおかしいのではないかなと。（期間限定で答申額と異なる額とするのであれば）条例に（期間を定めた附則等を）入れることによって我々の意見が反映される。このような意見。

○遠藤会長

他の委員の皆さんよろしいですか。賛同していただけるのであれば、そのようにして進めていきたいと思えます。

他にございますか。御意見がなければ、あるいは御質問等がなければ、次回以降の審議会の日程を確認しておきたいと思えます。

事務局案をお願いいたします。

○太田人事課副参事

次回の審議会は、9月27日火曜日でございます。午後の3時から開催したいと思っておりますので、皆様の日程調整よろしくをお願いいたします。

また、先程会長から、依頼がありました次回の資料としましては、答申案。事務局で今いただいた意見を参考に反映し、たたき台をまた会議開催前に、事前に委員の皆様へ郵送したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○遠藤会長

皆様、お忙しいお仕事持ちながらの審議でございまして、大変かと思えますけれども、どうぞよろしく申し上げます。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。今後とも、皆様の御協力をいただきながら会議を円滑に進めていきたいと思っておりますので今後ともどうぞよろしく申し上げます。

ありがとうございました。